

# 都市再生整備計画(第6回変更)

ちゅうしんしがいちせいぶ  
中心市街地・西部地区

ほっかいどう ひがしかわちょう  
北海道 東川町

平成27年3月



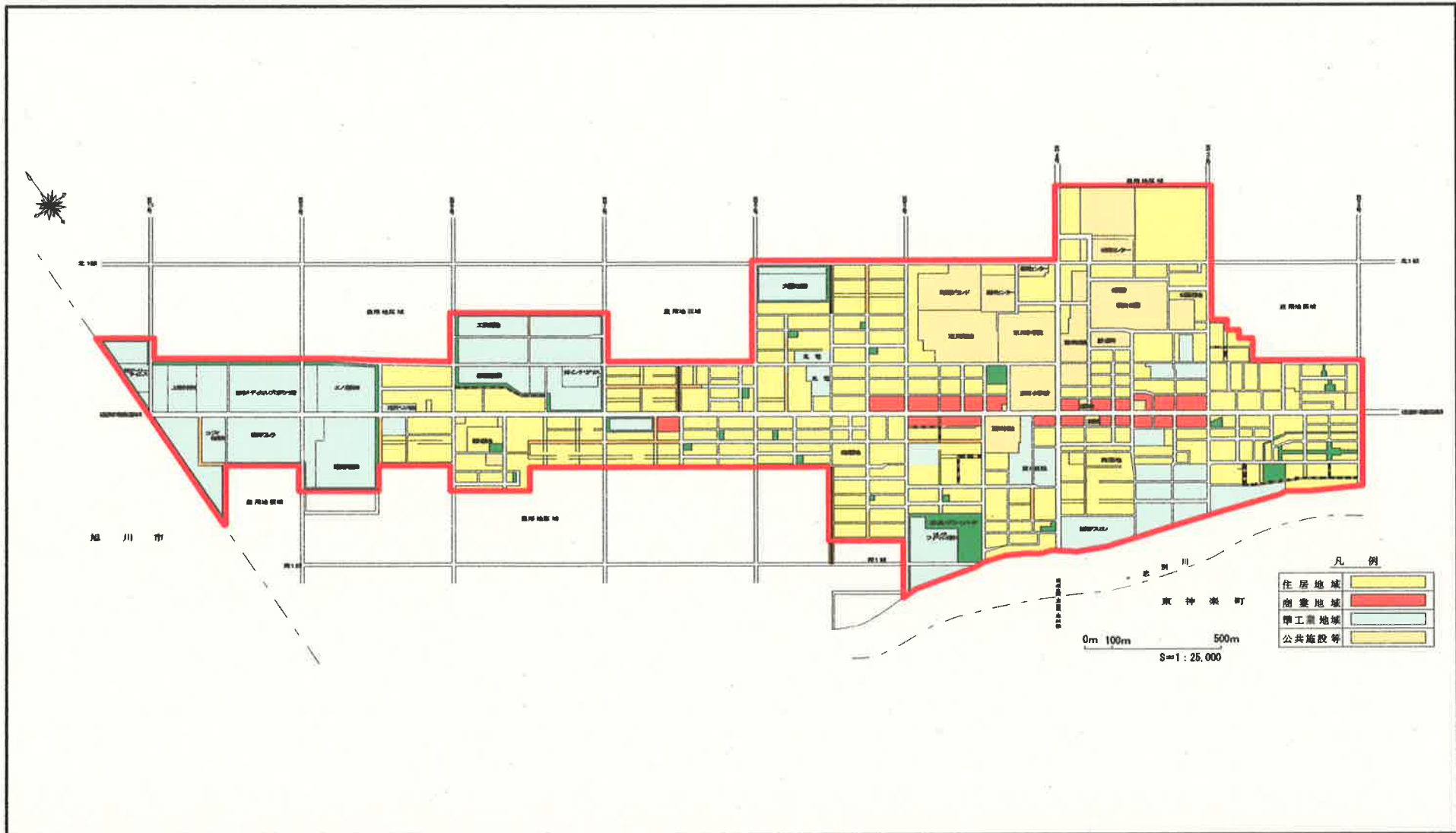
## 都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1一人と文化を育むまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の多様化する学習ニーズに応え、地域に根差した魅力ある体験学習ができる施設を整備する。</li> <li>地域の大人と子供が交流することで自然や歴史を体験できる広場を整備する。</li> <li>町の恵まれた自然環境を生かし、郷土の風土にあった芸術文化の振興を図る。</li> </ul>	<p>【道路(基幹事業・町)】:公園3丁目道路            【高次都市施設(基幹事業・町)】:地域交流センター            【地域創造支援事業(提案事業・町)】:交流広場、モニュメント事業            【事業活用調査(提案事業・町)】:まちづくり検討調査</p> <p>【関連事業】:都市公園事業、小学校建設事業</p>
<p>整備方針2一人と自然が共生するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設周辺等の景観や生活環境に配慮し、公共空間を地域公園として整備を行い、緑化の推進を図る。</li> <li>景観に配慮した町並み形成による宅地化及び住宅建設を推進し、快適な都市空間を確保するため、道路、公園緑地等の整備を行い、居住人口の増加を図る。</li> <li>定住人口を増加させるために宅地造成地内に緑化した遊歩道を整備し、景観に配慮した居住空間を創出する。</li> <li>快適に暮らせる生活環境づくりのため、子育て支援事業を促進し、定住人口の増加を図る。</li> </ul>	<p>【道路(基幹事業・町)】:西10号南道路、4丁目北道路、南4条道路、西2号西2丁目道路、西3号南2丁目道路、西2号道路(歩道)、西3号南3条道路(歩道)、西6号1丁目道路            公園3丁目道路            【高質空間形成施設(基幹事業・町)】:グリーンヴィレッジ遊歩道緑化施設            【地域創造支援事業(提案事業・町)】:地域交流センター            【事業活用調査(提案事業・町)】:まちづくり検討調査</p> <p>【関連事業】:公営住宅整備事業、道路改良事業、都市公園事業、小学校建設事業</p>
<p>整備方針3一参加と対話で築くまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域のコミュニティ活動の高揚を図り、連帯と協調にささえられた住民主体・住民参加のまちづくりを推進するため地域活動によるイベントができる広場の整備を行う。</li> <li>地域住民の交流活動を活性化するために、交流の拠点となる施設を整備する。</li> <li>地域住民が交流することを目的とした体験農園と、ゆとりと安らぎのある空間を創出させるための広場を整備する。</li> </ul>	<p>【道路(基幹事業・町)】:公園3丁目道路            【高次都市施設(基幹事業・町)】:地域交流センター            【地域創造支援事業(提案事業・町)】:交流広場            【事業活用調査(提案事業・町)】:まちづくり検討調査</p> <p>【関連事業】:都市公園事業</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既成市街地からの都市機能の拡散防止措置について           <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の整備方針を定めた計画を策定し、良好な住環境で高齢化社会に対応した公的賃貸住宅の整備を図る。</li> <li>子育て支援型等地域優良賃貸住宅整備事業の推進により、子育て世帯を対象とした、景観形成のモデルとなる戸建て賃貸住宅の整備を図る。</li> <li>景観住宅建築支援事業の推進により、景観形成に配慮された住宅地景観の整備を図る。</li> </ul> </li> <li>○交付期間中の計画の管理について           <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の調整について、中心市街地の組織(商工会、JA、商協、観光協会、建設業協会、住民)街なか活性化推進協議会と西部地区の組織(地域住民の代表)西部自治振興会及び都市計画委員会で協議する。</li> <li>事業の問題に対する解決について、役場各課の代表で組織する作業部会(街なか活性化推進協議会の下部組織)で協議し対処する。</li> <li>計画の内容について最新の情報を、ホームページに掲載し、毎年の実施事業を年度当初の広報を通じて周知する。</li> </ul> </li> <li>○事業終了後の持続的なまちづくり体制について           <ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了後の評価について、都市計画委員会において事後評価を行なう。</li> <li>景観行政団体として、景観に関連したまちづくりを推進し、写真写りの良い景観形成を図っていく。</li> </ul> </li> </ul>	



都市再生整備計画の区域

中心市街地・西部地区(北海道東川町)	面積	326	ha	区域	東川町東町・西町・南町・北町
--------------------	----	-----	----	----	----------------



# 中心市街地・西部地区(北海道東川町) 整備方針概要図

目標	豊かな自然と人々がおりなす文化が調和した潤いと活力のある町づくり	代表的な指標	定住人口 (人)	5,162 (21年度) → 5,239 (26年度)
			コミュニティ施設利用者数 (人)	28,279 (20年度) → 28,700 (26年度)

